

山梨県立大学情報セキュリティ本部 情報委員会規程

(平成22年4月1日制定 大学第6005号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学情報セキュリティ本部規程第7条第2項の規定に基づき、情報委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、山梨県立大学（以下「本学」という。）の情報処理システム等の管理及び情報化並びに情報公開に関する次の事項を審議する。

- (1) 情報システム及び情報資産の総括に関する事項
- (2) 情報機器及びネットワークの活用と管理・運営に関する事項
- (3) 各種事務システムの活用と管理・運用に関する事項
- (4) 情報セキュリティポリシーに関する事項
- (5) その他情報システム及び情報資産に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部教授会が選出した専任教員
- (2) その他委員長が指名する者

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、第1項第1号の中から互選によって決める。

4 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第4条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。